

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

**株式会社タチエス**

代表取締役社長 樽 見 耕 作

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社3階講堂

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第57期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                        |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                        |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件                       |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件                       |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件                     |
| 第6号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件 |
| 第7号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件               |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における経済環境は、昨年秋から米国投資銀行の破綻を契機とした金融不安が一気に実体経済へと波及し、日本・米国・欧州等の先進国では景気後退局面に転じ、新興国の経済成長も鈍化するなど、世界経済は悪化しました。

当社グループの関連する自動車業界におきましては、国内の新車販売は、乗用車が前期（4～3月）比15.0%減、トラックが20.2%減、軽自動車は4.4%減となり、軽自動車を含む国内自動車新車販売台数は、11.6%減の470万台と大幅に減少しました。

一方、輸出台数は下期の世界規模での経済悪化により、前期比17.2%減の560万台と大幅に減少しました。

これらにより、当期における国内自動車生産は、軽自動車を含め999万台と前期比15.2%減となりました。

また、日系自動車メーカーの海外現地生産は、前年（1～12月）比1.8%減の1,165万台となりました。

このような経営環境の中、当社グループは「ビジョン2010」の実現に向け、国内事業基盤の再構築、海外事業の安定化を推進してまいりました。

国内事業基盤の再構築では、事業の選択と集中の一環として、湘南地区で事業所の統合を行ったほか、鈴鹿工場で軽自動車用座席の本格生産を開始いたしました。海外事業の安定化では、中国東風本田汽車有限公司向けに自動車座席を製造販売する合弁会社として、武漢泰極江森汽車座椅有限公司を設立したほか、本格化する中国の研究開発に万全の体制を整えるため、福州泰昌汽車座椅開発有限公司を設立いたしました。

当期の業績につきましては、売上高は2,214億9千8百万円（前期比16.5%減）となりました。利益面につきましては、「ビジョン2010」の各施策の成果が収益に寄与し始めたものの、昨年秋以降の事業環境の激変に対応するため、緊急施策として、付加価値改善、固定費の削減、設備投資を含む経費の削減を強力に推進することにより、体質改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、急激な減産と為替変動の影響は大きく、営業利益は6億2千3百万円（前期比82.7%減）となりました。

また、営業外損益において、為替差損の計上や国内関連会社の損失計上及び米国関連会社の業績低迷等の影響を受け、経常損失2億9千1百万円（前期は経常利益39億1千4百万円）となりました。

さらに、特別損失において、投資有価証券評価損の発生に加え、国内での特別早期退職優遇制度実施に伴う退職特別加算金及びカナダ子会社での事業所再編に伴う損失等、一時費用の計上により、当期純損失37億4百万円（前期は当期純利益21億1千1百万円）となりました。

なお、当期における事業別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①自動車座席事業等

当期後半からの急激な販売落込みの影響等により、売上高は2,208億9千3百万円（前期比16.5%減）、営業利益は12億2千5百万円（前期比71.2%減）となりました。

②不動産関連事業

保有資産の有効活用と安定した収益の確保を目的に、当社において不動産賃貸事業を行っております。売上高は6億5百万円（前期比1.7%減）、営業利益は3億3千9百万円（前期比4.0%増）となりました。

また、当期における所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

輸出向け車種を中心に年度前半まで順調であった販売も昨年10月以降、一変して急激に落込み、売上高は1,199億5千2百万円（前期比16.1%減）、営業利益は10億6百万円（前期比67.7%減）となりました。

②米国

北米自動車市場の悪化と為替変動による円換算額の減少により、売上高は484億2千9百万円（前期比10.2%減）となりました。一方、利益面につきましては、前期は特殊要因としてタックル シーティング U. S. A. LLCの操業準備及び量産立ち上げ等一時費用の発生があり、当期はその負担も軽減されたこと等から、営業利益は12億2千4百万円（前期比78.5%増）となりました。

③カナダ

一部受注車種の大幅減産の影響を受け、売上高は174億4千6百万円（前期比47.3%減）、営業損失10億7千1百万円（前期は営業利益2億1千4百万円）となりました。

④メキシコ

売上高は246億4千2百万円と前期比4.5%減に留まりましたが、急激なペソ安の影響を受け、営業損失7億9百万円（前期は営業利益2億2千6百万円）となりました。

⑤フランス

部品販売の増加により、売上高は6億9千万円（前期比7.3%増）、営業利益は3千5百万円（前期は営業損失1千6百万円）となりました。

⑥中国

新規受注車種の販売効果もあり、売上高は103億3千7百万円（前期比18.0%増）、営業利益は10億7千万円（前期比240.6%増）となりました。

なお、当社の経営統括部門（管理部門等）に係る費用9億4千1百万円は配賦不能営業費用とし、各事業別セグメント及び所在地別セグメントの営業費用には含めておりません。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に、総額28億3千9百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の自動車業界の見通しにつきましては、世界的な経済回復には長期化が予想されるとの見方もあり、先進国でのマイナス成長、新興国でも成長の鈍化により、世界市場は減少が続くと想定されます。

このような中、当社グループは、長期事業目標として「ビジョン2010」を策定し、グローバル企業を目指して事業基盤のグローバル化に取り組んでまいりましたが、昨年秋から顕在化しました世界同時不況といわれる経済の低迷により、当社グループを取り巻く事業環境の流れに大きな変化が生じたことにより、事業体質の変革、意識・行動の変革、存在感ある会社への変革、にチャレンジしていくことを決め、新たなグループビジョンとして「Challenge 15」を策定いたしました。

具体的な目標として

① 業界No. 1の品質確保

② 競争力ある技術開発力、モノづくり力、調達力を背景とした収益の向上

を掲げ、この目標必達に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り、業績の向上に努めてまいり所存であります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第54期 (平成18年3月期)	第55期 (平成19年3月期)	第56期 (平成20年3月期)	第57期(当期) (平成21年3月期)
売 上 高(百万円)	210,790	216,857	265,200	221,498
経 常 利 益 又は 損 失 (△)(百万円)	4,477	583	3,914	△ 291
当 期 純 利 益 又は純損失 (△)(百万円)	1,940	△ 503	2,111	△ 3,704
1株当たり当期純利益 又は 純 損 失 (△)(円)	57.15	△15.00	68.01	△119.32
総 資 産 (百万円)	105,908	109,120	110,050	78,407
純 資 産 (百万円)	50,848	51,796	49,682	41,352
1株当たり純資産(円)	1,505.25	1,512.08	1,449.56	1,234.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第54期は、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップの販売が通期で寄与し、売上高は増加したものの、開発費の増加や為替変動の影響等により、経常利益、当期純利益は減少いたしました。なお、平成17年5月23日付で、1株につき1.3株の割合で株式分割を実施しております。
3. 第55期は、売上高は増加したものの、中国、米国及び英国で設立した合弁会社での生産準備費用の負担等により、経常利益は減少し、また、国内持分法適用会社の過年度損益の調整額を特別損失に計上したこと等により、当期純損失となりました。なお、第55期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 第56期は、国内での新規立ち上がり及び米国や中国で新設した会社での本格生産の開始により売上高は増加し、利益面につきましても、営業利益、経常利益、当期純利益共に増加となりました。
5. 第57期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0 %	自動車座席用縫製製品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	77.7	各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
株式会社日新工業所	50 百万円	100.0	自動車用部品・その他金属部品のプレス加工、販売
タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	43 百万 US\$	100.0	北米における営業、開発業務
シーテックス INC.	5 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
シンテック INC.	1 百万 US\$	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タックル シーティング U. S. A. LLC	22 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
インダストリア デアシエント スペリオル S. A. DE C. V.	431 百万 PESO	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 百万 CAN\$	100.0 (100.0)	カナダにおける管理統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	30 百万 CAN\$	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L.	7 百万 EURO	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万 RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極 (広州) 汽車内飾有限公司	38 百万 RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製製品の製造、販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の ( ) 内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。

2. インダストリア デアシエント スペリオル S. A. DE C. V. の資本金は、インフレーション会計に基づき再評価しております。

## (11) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

自動車座席・座席部品の製造及び販売

## (12) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

### ① 当社

本社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術センター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）	
工場	愛知工場（愛知県安城市） 青梅工場（東京都青梅市） 平塚工場（神奈川県平塚市）	武蔵工場（埼玉県入間市） 栃木工場（栃木県下野市） 鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）
営業所	金沢営業所（石川県白山市）	

(注) 平成20年12月26日をもって、追浜工場（神奈川県横須賀市）を閉鎖いたしました。

### ② 子会社

名称	所在地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都青梅市
株式会社タチエスパーツ	東京都青梅市
立川発条株式会社	東京都昭島市
株式会社日新工業所	埼玉県入間市
タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
シンテック INC.	米国 ノースカロライナ州
タックル シーティング U. S. A. LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スベリオル S. A. DE C. V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・ パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L.	フランス ヴェリジー・ピラクプレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省

(注) 所在地欄には本社所在地を記載しております。

### (13) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

#### ①企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	4,751	31(減)
開発部門	354	91(減)
営業・購買部門	203	20(増)
経営統括部門	381	58(増)
合計	5,689	44(減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等292名は含んでおりません。  
2. 上記には、当社が実施した特別早期退職優遇制度の募集に応じた131名（平成21年3月31日付退職）が含まれております。  
3. 上記には、部門間の異動による人員増減も含めて記載しております。

#### ②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,389	5(増)	37.6	13.9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等20名は含んでおりません。  
2. 上記には、当社が実施した特別早期退職優遇制度の募集に応じた131名（平成21年3月31日付退職）が含まれております。

### (14) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 3,409
日本生命保険相互会社	700
株式会社三菱東京UFJ銀行	399
明治安田生命保険相互会社	200

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 当社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,045,529株（自己株式 3,977,317株を除く）
- (3) 株主数 4,822名（前期末比 502名増）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日野自動車株式会社	千株 1,521	% 4.90
株式会社齊藤	1,514	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4G）	1,257	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	1,184	3.81
齊藤 静	1,166	3.76
タチエス取引先持株会	1,108	3.57
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	912	2.94
河西工業株式会社	905	2.92
シービーエヌワイ ディエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ	789	2.54
株式会社三井住友銀行	750	2.42

(注) 出資比率は自己株式（3,977,317株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員に交付された新株予約権等の状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当期中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会決議及び同年6月28日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、信託型ライツプランの導入の一環として、中央三井アセット信託銀行株式会社を割当先として新株予約権を無償で発行しております。当該新株予約権の概要は以下のとおりです。

新株予約権の総数	70,000,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式70,000,000株 (新株予約権1個当たり1株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	買取者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、①当社株式等について20%以上の株式等保有割合を保有する者又は保有すると取締役会が認める者になったとして公表がなされた日から10日間が経過したとき、又は②当社株式等について、買付け後における株式等所有割合が特別関係者のそれと合わせて20%以上となるような公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したとき（以下、①と併せて「権利発動事由」という）に限り、買取者等以外の者のみが行使することができる。
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日から平成21年6月30日まで（ただし、平成21年6月30日以前に権利発動事由が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日まで）
新株予約権の取得条項	①権利発動事由が生じた場合に、権利行使の条件に従い新株予約権を行使できない場合は、すべての新株予約権を無償で取得できる。 ②権利発動事由発生時点までの間、取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断する場合は、すべての新株予約権を無償で取得できる。

#### 4. 当社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役会長 最高経営責任者	齊 藤 潔	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	○樽 見 耕 作	経営監査室担当
代 表 取 締 役 (副 社 長)	○小 池 満 也	品質保証部門管掌
取 締 役 (副 社 長)	○田 口 裕 史	経営統括部門・購買部門管掌 タチエス エンジニアリング U.S.A. INC. 取締役会長 タチエス カナダ LTD. 取締役社長
取 締 役 (副 社 長)	○松 下 和 好	営業部門・開発部門・生産部門・愛知 事業部門管掌
取 締 役 (常務執行役員)	○野 上 義 之	経営統括部門長 インダストリア デ アシエント スペ リオル S.A. DE C.V. 取締役会長
取 締 役 (常務執行役員)	○川 村 清 治	生産部門長
取 締 役 (常務執行役員)	○小 林 英 雄	開発部門長兼愛知事業副部門長 福州泰昌汽車座椅開発有限公司董事長
社 外 取 締 役	木津川 迪 洽	弁護士
常 勤 監 査 役	川 崎 守	
常 勤 監 査 役	関 口 義 雄	
社 外 監 査 役	河 合 弘 之	弁護士
社 外 監 査 役	一法師 信 武	公認会計士、税理士

- (注) 1. 監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有する他、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. ○印は執行役員兼務者であり、( )内は執行役員の地位であります。
3. 平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会において、新たに川村清治氏、小林英雄氏が取締役に、関口義雄氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって、小泉忠男氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
常務執行役員	木 村 利 光	品質保証部門長兼開発副部門長
常務執行役員	三 木 浩 之	タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締役社長
常務執行役員	福 田 謙	愛知事業部門長
執行役員	久次米 憲 好	生産副部門長
執行役員	中 村 隆	購買部門長
執行役員	大 野 泰 明	経営統括副部門長
執行役員	和歌月 逸 郎	インダストリア デ アシエント スペリオル S. A. DE C. V. 取締役社長
執行役員	針ヶ谷 博	経営統括副部門長
執行役員	蒲 生 睦	営業部門長
執行役員	松 下 隆	経営統括副部門長 広州泰李汽車座椅有限公司董事長 武漢泰極江森汽車座椅有限公司董事長 鄭州泰新汽車內飾件有限公司董事長
執行役員	石 川 毅	開発副部門長
執行役員	富 山 正 樹	開発副部門長
執行役員	原 田 文 雄	経営統括副部門長
執行役員	青 地 徹	生産副部門長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9 名	193,410千円	(うち社外取締役 1 名 6,200千円)
監査役 5 名	39,891千円	(うち社外監査役 2 名 7,732千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額216,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第51回定時株主総会決議において、年額54,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の人数及び報酬等の額には、平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に係る報酬が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれておりません。
5. 上記報酬等のほか、平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、退任した監査役1名に対し、役員退職慰労金34,050千円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役にかかる役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役木津川迪洽氏は、クローバー法律事務所のパートナー弁護士を兼務しておりますが、クローバー法律事務所と当社の間に取り扱はありません。

社外監査役河合弘之氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士を兼務しており、当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。

#### ②他の会社の社外役員の兼任状況

社外監査役河合弘之氏は、興研株式会社社外監査役を兼務しております。

#### ③当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木津川 迪洽	社外取締役	当期開催の取締役会12回中12回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
河合 弘之	社外監査役	当期開催の取締役会12回中10回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師 信武	社外監査役	当期開催の取締役会12回中11回に、また、監査役会11回中11回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。

#### ④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 当社の会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

### (2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	51,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,500千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

#### (5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務報告に係る内部統制のアドバイザー業務を委託しております。

#### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社会計監査人の選任の基準が満たされない事態が生じ、改善の見込みが立たない場合は、その会計監査人を解任又は不再任とすることができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 6. 当社の体制及び方針

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、すべてのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・国の内外を問わず、すべての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・社は「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
  - 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度標準等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。  
コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。
  - 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
  - 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
  - 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクをあらかじめ予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
  - 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として各部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。

- 3) コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
    - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
    - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
    - ・取締役会における中期経営計画の策定と執行役員会における月次のフォロー
    - ・取締役会における年度事業計画の策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
  - 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ経営管理については、経営統括部門が統括する。
  - 2) 経営統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
  - 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。
    - <国内関係会社>
      - ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
      - ・関係会社社長会（年2回開催）
    - <海外関係会社>
      - ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
      - ・北米経営コミッティー（2カ月毎に開催）
- ⑥監査役を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
  - 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。



- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
  - 2) 監査役会は、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役の欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
  - 2) 監査役は、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定例的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
  - 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。
  - 4) 会計監査人と社長のトップミーティングを開催する。
  - 5) トップの指示が各部門長に的確に伝わり実行されているかを確認するため、会計監査人による部門長ヒアリングを実施する。

## (2) 当社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持、発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定さ

れているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

このため当社は、不適切な企業買収に対しては、必要かつ相当な対抗を行うことにより、当社の企業価値及び株主等ステークホルダーの利益を守る必要があると考えております。

## ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として『ビジョン2010』を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

『ビジョン2010』で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として「私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する」を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の2段階で達成することにしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- ・北米地域における開発拠点の拡充と欧州地域における基盤整備
- ・米国、英国、中国における日産事業の展開
- ・メキシコ事業の拡充

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいりました。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成22年度までにグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制を整備しております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期1年への短縮などを実施しており、コーポレートガバナンスの充実に務めております。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的なIR活動を展開してきております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年6月28日に開催された定時株主総会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株式等の保有割合が20%以上の結果となる、当社株式等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入いたしました。信託型ライツプランは、当社が予め信託銀行に新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みであります。

### ④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社が導入した信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されることがないように、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発

動の適切性を判断する役割を担います。

当社は、弁護士や専門家の見解を踏まえ、導入について真摯に検討を重ねた結果、当社の現状・特性を考慮した場合、現行法制度のもとで当該信託型ライセンスを採用することが、当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を守るための合理的手段として、最も望ましい方策であると考えております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による適切な利益還元を重要な経営課題の一つと考え、長期的に安定配当を維持することを基本とし、業績動向等も勘案の上、配当を行う方針としております。

内部留保金につきましては、財務基盤の強化及び中長期的な成長と利益確保のため、研究開発、国内外事業展開などへ積極的に投資し、盤石な経営基盤の確立に努めております。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,595</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,817</b>
現金及び預金	8,344	支払手形及び買掛金	20,190
受取手形及び売掛金	18,782	短期借入金	4,086
有価証券	499	未払法人税等	267
製品	1,478	未払費用	3,519
仕掛品	331	その他	2,753
原材料及び貯蔵品	4,089	<b>固定負債</b>	<b>6,237</b>
前払金	346	長期借入金	687
繰延税金資産	575	繰延税金負債	328
その他	3,160	退職給付引当金	1,559
貸倒引当金	△ 13	役員退職慰労引当金	399
<b>固定資産</b>	<b>40,811</b>	負ののれん	7
<b>有形固定資産</b>	<b>25,988</b>	その他	3,255
建物及び構築物	10,518	<b>負債合計</b>	<b>37,055</b>
機械装置及び運搬具	8,214	<b>(純資産の部)</b>	
土地	5,924	<b>株主資本</b>	<b>40,291</b>
建設仮勘定	127	資本金	8,145
その他	1,202	資本剰余金	7,698
<b>無形固定資産</b>	<b>1,145</b>	利益剰余金	28,018
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,678</b>	自己株式	△ 3,572
投資有価証券	10,124	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 1,977</b>
長期貸付金	234	その他有価証券評価差額金	△ 86
繰延税金資産	1,300	為替換算調整勘定	△ 1,891
その他	2,088	<b>少数株主持分</b>	<b>3,039</b>
貸倒引当金	△ 69	<b>純資産合計</b>	<b>41,352</b>
<b>資産合計</b>	<b>78,407</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>78,407</b>

# 連結損益計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	221,498
売上原価	209,885
売上総利益	11,612
販売費及び一般管理費	10,989
営業利益	623
営業外収益	
受取利息	118
受取配当金	157
負ののれん償却額	2
その他	112
営業外費用	
支分による投資損失	203
為替差損	125
その他	955
その他	20
経常損失	291
特別利益	
固定資産売却益	119
貸倒引当金戻入額	19
補助金収入	44
特別損失	
固定資産処分損失	510
減損損失	626
投資有価証券評価損	947
事業再編損	373
退職特別加算金	536
ゴルフ会員権評価損	8
税金等調整前当期純損失	3,110
法人税、住民税及び事業税	851
法人税等調整額	49
少数株主調整損失	306
当期純損失	3,704

連結株主資本等変動計算書（平成20年4月1日から）  
（平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	8,145	7,699	30,941	△3,570	43,216
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減	—	—	1,128	—	1,128
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△341	—	△341
当期純損失（△）	—	—	△3,704	—	△3,704
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	△0	—	1	1
そ の 他	—	—	△5	—	△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△4,051	△1	△4,053
平成21年3月31日残高	8,145	7,698	28,018	△3,572	40,291

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	631	1,157	1,788	4,677	49,682
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減	—	—	—	—	1,128
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△341
当期純損失（△）	—	—	—	—	△3,704
自己株式の取得	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	1
そ の 他	—	—	—	—	△5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△718	△3,048	△3,766	△1,638	△5,405
連結会計年度中の変動額合計	△718	△3,048	△3,766	△1,638	△9,458
平成21年3月31日残高	△86	△1,891	△1,977	3,039	41,352

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 14社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、(株)日新工業所、立川発条(株)、タチエ エンジニアリング U.S.A. INC.、シンテックINC.、シーテックスINC.、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、タチエス カナダLTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナー シップ、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A. R. L.、広州泰李汽車座席有限公司、泰極(広州) 汽車内飾有限公司

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：武漢泰極江森汽車座席有限公司、福州泰昌汽車座席開発有限公司、泰極汽車内飾(太倉)有限公司、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 一社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 6社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：武漢泰極江森汽車座席有限公司、福州泰昌汽車座席開発有限公司、泰極汽車内飾(太倉)有限公司、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

関連会社

会社名：鄭州泰新汽車内飾件有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司を除き、連結決算日と一致しております。

錦陵工業(株)、テクノトリムINC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、(株)日新工業所、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座席有限公司、泰極(広州) 汽車内飾有限公司を除き、連結決算日と一致しております。

タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座席有限公司、泰極(広州) 汽車内飾有限公司の決算日は12月31日、(株)日新工業所の決算日は2月28日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法



- |                 |   |
|-----------------|---|
| ②デリバティブ         | 時価法   |
| ③たな卸資産          |   |
| 製品・仕掛品（量産品）、原材料 | 主として総平均法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| その他の製品・仕掛品      | 主として個別法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  |
| 貯蔵品             | 最終仕入原価法   |
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
- 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。
- （追加情報）  
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）に伴い、当連結会計年度より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。
- これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益は243百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。
- ②無形固定資産
- 定額法  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③長期前払費用
- 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金
- 定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- なお、当連結会計年度に係る役員賞与は、業績等を勘案し支給しない方針であるため、役員賞与引当金は計上しておりません。
- ③退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④役員退職慰労引当金
- 当社及び連結子会社のうち3社については、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理  
税抜による処理を行っております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんは、5年間で均等償却しております。

7. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)または個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益は37百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ただし、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この修正において、当連結会計年度期首の利益剰余金は1,128百万円増加しております。

また、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益は550百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失が342百万円増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物及び構築物	4,246百万円
機械装置及び運搬具	3百万円
計	5,313百万円

(2) 担保に係る債務

流動負債その他	656百万円
短期借入金	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	800百万円
固定負債その他	3,041百万円
計	5,498百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

38,004百万円

3. 保証債務の内容及び金額

(1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

タックル シーティング UK Limited	199百万円	(1,417千GBP)
フジ オートテック U.S.A. LLC	312百万円	(3,183千US\$)
広州富士機工汽車部件有限公司	71百万円	(4,955千RMB)
タチエスサービス株式会社	1百万円	
従業員	1百万円	
計	585百万円	

(2) 関係会社のリース契約に対する債務保証額は次のとおりであります。

フジ オートテック U.S.A. LLC	170百万円	(1,736千US\$)
計	170百万円	

## 連結損益計算書に関する注記

重要な事業再編損及び減損損失

シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップの事業再編に伴い、事業再編損373百万円、減損損失626百万円を特別損失に計上しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	35,022,846	—	—	35,022,846

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	155百万円	5円	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	186百万円	6円	平成20年 9月30日	平成20年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの  
平成21年6月26日定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	155百万円	5円	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,234円10銭

1株当たり当期純損失 119円32銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	3,704百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純損失	3,704百万円
普通株式の期中平均株式数	31,045,839株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,669</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,403</b>
現金及び預金	1,390	支払手形	704
受取手形	1,506	買掛金	12,735
売掛金	10,316	短期借入金	1,000
有価証券	354	1年内返済予定の長期借入金	1,700
製品	381	関係会社受託金	65
仕掛品	122	未払金	731
原材料及び貯蔵品	1,154	未払費用	1,528
前払金	541	預り金	408
繰延税金資産	366	設備関係支払手形	21
短期貸付金	2,077	前受収益	341
未収入金	173	その他	166
その他	299	<b>固定負債</b>	<b>4,813</b>
貸倒引当金	△ 13	退職給付引当金	1,324
<b>固定資産</b>	<b>36,140</b>	役員退職慰労引当金	378
<b>有形固定資産</b>	<b>15,623</b>	預り敷金	397
建物	6,315	預り保証金	2,713
構築物	345	<b>負債合計</b>	<b>24,216</b>
機械及び装置	3,449	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	13	<b>株主資本</b>	<b>30,679</b>
工具器具備品	594	資本金	8,145
土地	4,892	資本剰余金	7,730
建設仮勘定	12	資本準備金	7,697
<b>無形固定資産</b>	<b>335</b>	その他資本剰余金	32
ソフトウェア	318	<b>利益剰余金</b>	<b>18,732</b>
その他	17	利益準備金	480
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,181</b>	その他利益剰余金	18,251
投資有価証券	3,086	圧縮記帳積立金	21
関係会社株式	11,775	別途積立金	15,000
関係会社出資金	3,094	繰越利益剰余金	3,229
長期貸付金	714	<b>自己株式</b>	<b>△ 3,929</b>
長期前払費用	13	評価・換算差額等	△ 86
繰延税金資産	1,266	その他有価証券評価差額金	△ 86
差入保証金	495	<b>純資産合計</b>	<b>30,593</b>
その他	106	<b>負債・純資産合計</b>	<b>54,810</b>
貸倒引当金	△ 371		
<b>資産合計</b>	<b>54,810</b>		

# 損益計算書 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		122,005
売 上 原 価		115,465
売 上 総 利 益		6,540
販売費及び一般管理費		6,022
営 業 利 益		518
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金 その他	586	
営 業 外 費 用	134	721
支払利息 その他	91	
	51	143
経 常 利 益		1,096
特 別 利 益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入額	22	23
特 別 損 失		
固定資産処分損	277	
関係会社貸倒引当金繰入額	89	
グループ会社員権評価損	8	
投資有価証券評価損	947	
退職特別加算金	536	1,860
税 引 前 当 期 純 損 失		740
法人税、住民税及び事業税額		37
法人税等調整額		△ 101
当 期 純 損 失		675

株主資本等変動計算書（平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 圧縮記帳 積 立 金
平成20年3月31日残高	8,145	7,697	33	7,730	480	22
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—	—	—	△0
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△0
平成21年3月31日残高	8,145	7,697	32	7,730	480	21

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成20年3月31日残高	15,000	4,246	19,750	△3,927	31,699	630	630	32,329
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	△341	△341	—	△341	—	—	△341
当期純損失(△)	—	△675	△675	—	△675	—	—	△675
圧縮記帳積立金の取崩	—	0	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	1	1	—	—	1
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	△716	△716	△716
事業年度中の変動額合計	—	△1,016	△1,017	△1	△1,019	△716	△716	△1,735
平成21年3月31日残高	15,000	3,229	18,732	△3,929	30,679	△86	△86	30,593

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
    - ②その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)  
総平均法による原価法  
時価のないもの
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - ①製品・仕掛品(量産品)、原材料 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
    - ②その他の製品・仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
    - ③貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定 率 法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法によっております。  
(追加情報)  
法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)に伴い、当事業年度より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ242百万円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。
  - (2) 無形固定資産  
定 額 法  
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 長期前払費用  
定 額 法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金  
定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。  
なお、当事業年度に係る役員賞与は、業績等を勘案し支給しない方針であるため、役員賞与引当金は計上しておりません。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

5. 重要な会計方針の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）または個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ37百万円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ただし、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。



## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建築物	4,245百万円
構築物	1百万円
機械装置	3百万円
計	5,313百万円

#### (2) 担保に係る債務

預り金	364百万円
前受収益	291百万円
短期借入金	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	800百万円
預り敷金	371百万円
預り保証金	2,669百万円
計	5,498百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

19,955百万円

### 3. 保証債務の内容及び金額

#### (1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する債務保証額は次のとおりであります。

インダストリアデアシエント スペリオル S.A. DE C.V.	1,129百万円	(11,500千US\$)
タックル シーディング UK Limited	199百万円	(1,417千GBP)
タックル シーディング U. S. A. LLC	425百万円	(4,335千US\$)
フジ オートテック U. S. A. LLC	312百万円	(3,183千US\$)
広州富士機工汽車部件有限公司	71百万円	(4,955千RMB)
タチエス エンジニアリングヨーロッパ S.A.R.L.	45百万円	(350千EUR)
タチエスサービス株式会社	1百万円	
従業員	1百万円	
計	2,186百万円	

#### (2) 関係会社のリース契約に対する債務保証額は次のとおりであります。

フジ オートテック U. S. A. LLC	170百万円	(1,736千US\$)
計	170百万円	

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,731百万円

長期金銭債権 678百万円

短期金銭債務 2,067百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,291百万円
仕入高	18,856百万円
その他の営業費用	700百万円
営業取引以外の取引高	523百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,975,726	3,106	1,515	3,977,317

#### (注) 1. 自己株式当期増加の内訳

単元未満株式の買取請求による増加 3,106株

#### 2. 自己株式当期減少の内訳

単元未満株式の買増請求による減少 1,515株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	522百万円
賞与引当金否認	235
役員退職慰労引当金否認	153
退職給付引当金否認	536
その他	459
繰延税金資産 小計	1,906
評価性引当額	△240
繰延税金資産 合計	1,665
繰延税金負債との相殺	△33
繰延税金資産の純額	1,632

繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△14百万円
その他	△18
繰延税金負債 合計	△33
繰延税金資産との相殺	33
繰延税金負債の純額	—

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	16,356	買掛金	249
				資金運用の受託	3,706	未払費用	3
				原材料の支給	9,502	関係会社受託金	0
				資金の貸付	3,993	前払金	217
				受取配当金	59	短期貸付金	437
					—		—
	タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	所有 直接 100%	当社の米国における営業開発業務 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	67	売掛金	10
						未収入金	39
						流動資産その他	0
			受取配当金	310	—	—	
	インダストリア デアシエント スペリオル S. A. DE C. V.	所有 直接 80.8% 間接 19.2%	技術支援及び部品の供給他 役員の兼任	技術支援及び部品等の販売	2,787	売掛金	282
						未収入金	9
					流動資産その他	0	
		銀行借入に対する債務保証	1,129	—	—		
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.6%	当社製品の部品製造 役員の派遣	部品等の購入	10,275	買掛金	1,534
				原材料の支給	167	前払金	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法
- (1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金運用の受託及び資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 985円43銭

1株当たり当期純損失 21円77銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	675百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	675百万円
普通株式の期中平均株式数	31,045,839株

\*記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 タ チ エ ス  
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表に記載されているとおり、当連結会計年度から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 友田和彦 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 加藤達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及びあつた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

株式会社タチエス	監査役会		
常勤監査役	川崎	守	㊟
常勤監査役	関口	義雄	㊟
社外監査役	河合	弘之	㊟
社外監査役	一法師	信武	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による適切な利益還元を重要な経営課題の一つと考え、長期的に安定配当を維持することを基本とし、業績動向等も勘案の上、配当を行う方針としております。

当期の期末配当につきましては、厳しい経営環境ではございますが、総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、配当総額155,227,645円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当を含めました当期の年間配当金は、1株につき金11円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされておりますので、現行定款第9条（株券の発行）の削除及び株券に係る定めの変更を行うものであります。これに加え、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで株券喪失登録簿を作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を發行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社の<u>株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式又は新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p>(招 集)</p> <p>第13条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(招 集)</p> <p>第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(以下、条数を1条ずつ繰り上げる。)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社最高執行責任者 平成17年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 現在に至る	736,028株
2	田口 裕史 (昭和22年1月18日生)	昭和44年4月 日産自動車株式会社入社 平成4年1月 同社CS推進室主管 平成5年7月 豪州日産自動車取締役チーフアドバイザー 平成10年4月 当社入社理事 インダストリア デ アシエン ト スペリオル S.A. DE C.V. 取締役社長 平成13年6月 日産自動車株式会社入社 平成13年10月 同社第一海外販売本部中国室 主管 平成14年4月 同社中国事業室主管 平成15年1月 当社入社顧問 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年4月 当社取締役兼副社長 平成21年4月 当社取締役兼最高執行責任者 経営監査室担当 現在に至る (他の法人等の代表状況) タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締 役会長	26,600株
3	野上 義之 (昭和27年1月9日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年4月 同社海外事業部副部长 平成12年1月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成21年4月 当社取締役兼副社長、経営統 括部門長 現在に至る	10,900株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	川村清治 (昭和24年2月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員、 生産部門長 現在に至る	7,200株
5	小林英雄 (昭和24年12月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員、 開発部門長兼愛知事業副部門 長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 福州泰昌汽車座椅開発有限公司董事長	7,100株
6	大野泰明 (昭和28年5月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画チーム主幹 平成17年4月 当社原価企画チームリーダー 平成18年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員、調達部門 長 現在に至る	2,100株
7	蒲生睦 (昭和31年7月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成12年4月 当社第三営業チームリーダー 平成16年4月 シーテックスINC. 取締役社長 平成19年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員、営業部門 長 現在に至る	3,200株
8	松下隆 (昭和26年10月5日生)	昭和50年4月 日産自動車株式会社入社 平成13年4月 同社第一海外販売本部アジア 二部主管 平成14年4月 当社入社 平成15年10月 当社第一営業チームリーダー 平成18年4月 当社事業企画部長 平成19年4月 当社執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員、海外事業 部門長 現在に至る (他の法人等の代表状況) インダストリア デ アシエント スペリオル S. A. DE C. V. 取締役会長 広州泰李汽車座椅有限公司董事長 武漢泰極江森汽車座椅有限公司董事長 鄭州泰新汽車內飾件有限公司董事長	3,300株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
9	木津川 迪 洽 (昭和22年3月19日生)	昭和50年4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年4月 木津川迪洽法律事務所設立 平成11年4月 クローバー法律事務所設立 パートナー 現在に至る 平成18年6月 当社社外取締役 現在に至る 当社特別委員会委員 現在に至る	4,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木津川迪洽氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木津川迪洽氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、木津川迪洽氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 当社は、木津川迪洽氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役河合弘之氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
河合弘之 (昭和19年4月18日生)	昭和45年4月 弁護士登録 昭和47年4月 河合・竹内法律事務所(現 さくら 共同法律事務所)設立パートナー 現在に至る 平成11年6月 当社社外監査役 現在に至る 平成18年6月 当社特別委員会委員 現在に至る 平成19年3月 興研株式会社社外監査役 現在に至る	3,800株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河合弘之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 河合弘之氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務等の専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただくためであります。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
4. 当社は、河合弘之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である一法師信武氏及び、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の河合弘之氏の補欠の社外監査役として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
木下徳明 (昭和14年12月3日生)	昭和41年6月 公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成5年10月 朝日監査法人代表社員 平成14年4月 中央大学商学部教授 現在に至る 平成18年6月 当社特別委員会委員 現在に至る 三井造船株式会社補欠監査役 現在に至る 平成19年6月 当社補欠監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 木下徳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 木下徳明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、木下徳明氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。  
 4. 木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） 導入の件

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を改定すると共に、改定後の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本議案は、株主の皆様の本プランの導入をお諮りするものであります。

なお、本プラン導入をご承認いただいた場合には、当社が平成18年5月16日開催の取締役会及び同年6月28日開催の第54回定時株主総会における決議に基づき、有効期間を平成21年6月30日までとして導入した新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプラン（以下「信託型ライツプラン」といいます。）については廃止し、信託型ライツプランの一環として発行した新株予約権の全て（70,000,000個）については、平成21年6月26日付で当社が無償で取得し、かつ消却する予定であります。

また、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

### I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### (1) 当社の企業価値の源泉

#### 『優れたシートはキャビンの主役』

当社は、このシートへの想いを形にし、車社会へ貢献することで、企業の社会的責任を果たしてきております。この想いを原点に、自動車シートの主要メーカーとして、企業価値を安定的かつ持続的に向上させることにより、株主等ステークホルダーの皆様にご貢献してまいりたいと考えております。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

### (2) 企業価値向上のための取組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。すなわち、自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が喫緊の課題となっております。当社は、このような厳しい経営環境の下で、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として『ビジョン2010』を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。



『ビジョン2010』で策定した事業目標は次のとおりです。

- 世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- 技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- 世界市場で優位に立つために必要な事業規模(世界シェア5%)になること
- グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として『私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する』を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画(平成17年度～平成19年度)と後期中期事業計画(平成20年度～平成22年度)の2段階で達成することにしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開してまいりました。

- 開発拠点としては、日本を基軸にしつつ、更に北米地域を拡充し、新たに欧州地域においても基盤を整備しております。
- 事業拠点では、従来の事業に加えて、カナダ事業参入を皮切りに、米国テネシー州に事業拠点を新設すると共に、メキシコ事業も拡充してまいりました。中国では、新たに広州地区に3事業を新設しております。また、欧州では、英国で新規事業を開始しております。

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいりました。

後期中期事業計画では、事業の継続した安定と拡大を図り、グローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。そのため、次の施策を展開しております。

- 開発拠点としては、本格化する中国の研究開発に万全の体制を整えるため、中国福建省福州市に開発拠点を新設し、日米欧中での相互補完体制を構築してまいります。更に、より高度な安全性能の要求に対応するため、青梅地区にアドバンスト・テクノロジー・センターを開設し、最新鋭の衝突試験機等の実験設備を導入いたしました。
- 事業拠点では、アジア地域への事業拡大を図る一環として、中国湖北省武漢市において新たに事業を展開しております。
- 事業の選択と集中の一環として、国内では事業所の統合(湘南地区)、海外では不採算事業(スクールバス事業)からの撤退を実施してまいりました。
- 市場の多様化するニーズ(軽量化・標準化・低コスト化)にお応えするため、環境と安全に特化した製品の提案を積極的に実施し、商品化されております。

一方、昨年9月のリーマンショックに端を発した世界規模での景気悪化は、自動車業界にも大きな影響を及ぼし、当社の主要顧客である日系自動車メーカーも大幅な減産を余儀なくされました。当社は、この急激な環境変化に対応するため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、市場拡大を前提として策定した『ビジョン2010』を見直し、新たなグループビジョンとして『Challenge15』を策定しました。新ビジョンでは、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No.1品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めてまいります。

当社は、これらの諸施策を着実に実行し、競争力を更に高めていくことで、グローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

### (3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性と効率性の向上を図り、企業価値の最大化に努め、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えることをコーポレート・ガバナンスの基軸として、事業を推進しております。

また、これらを実践し社会から信頼される企業であり続けるため、倫理委員会やコンプライアンス委員会の設置、更には社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備と強化を図ると共にコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図っております。

取締役の任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に応じて最適な経営体制を機動的に構築するために、1年としております。

当社取締役会は、取締役9名（うち社外取締役1名）で構成され、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決定すると共に、業務執行の監督を行っています。また、取締役会の下部機関として、最高執行責任者以下執行役員全員で構成する執行役員会を設置し、取締役会決議事項を除く重要な事項の決定、重要事項の審議及び報告を行っています。

当社監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、事業所での調査等を通じて取締役の職務執行並びに当社及び子会社の業務や財産の状況等について監査を実施しております。

### Ⅲ. 本プランの導入目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、平成21年3月31日現在における当社の大株主の状況は、第57回定時株主総会招集ご通知添付書類「事業報告」9頁に記載の「大株主」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式等の大規模買付行為に関する提案はなされておられません。

### Ⅳ. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランにおける手続

本プランにおける手続の流れの概要は、参考資料2「本プランの手続フロー図（概要）」に記載しておりますが、各手続における具体的内容は、以下のとおりです。

#### ① 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認した行為を除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を対抗措置発動の適用対象とし、大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。）について、保有者（注1）の株式等保有割合（注2）が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。）について、公開買付け（注3）に係る株式等の株式等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ②意向表明書の事前提出

買付者等は、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約文言等を日本語によって記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、当社取締役会に対し提出していただきます。なお、当社は、買付者等から意向表明書が提出された場合、当社取締役会が株主様において買付者等及び大規模買付行為が株主共同の利益に適うか否かの判断に資すると判断した事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

意向表明書に記載していただく具体的な記載事項は、以下のとおりです。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は本店、事務所等の所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

### (ii) 誓約文言

法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言

(iii) 当社の株式等の保有及び取引状況

買付者等が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iv) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要

買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的として支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡又は重要提案行為等（注6）その他の目的がある場合には、その旨及び内容（目的が複数ある場合には、全部を記載）

（注6）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③ 買付者等からの必要かつ十分な情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等は、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書が当社取締役会に届いた日から10営業日（注7）以内に、買付者等に対して、原則として下記（i）ないし（xi）に記載する事項を含む当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切にご判断されるため、又は当社取締役会及び特別委員会において当該大規模買付行為の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かのご判断に必要であると認められる情報については、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、速やかにその旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に則り適時適切に開示いたします。

なお、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は、利用する手段方法を問わず日本語に限るものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付けを行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無及びこれらに対する対処方針
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
  - (注7) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
  - (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、いずれの期間の場合も情報提供完了通知の発送日の翌日から起算するものとし、当社が情報提供完了の事実を開示するに当たり、(i)又は(ii)のいずれの期間が適用されるか(具体的な期間を含みます。)についても同時に開示します。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)又は(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。なお、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主様の共同の利益の確保・向上の観点より、大規模買付行為について評価、検討、意見形成、代替案立案及び買付者等との交渉を行うものとします。具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為に関する十分な評価、検討を行った上、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締

役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

また、当社取締役会は、必要に応じて、適宜当社取締役会から独立した第三者たる外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等、以下「外部専門家」といいます。）の助言を得るものとし、外部専門家費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、当社が負担するものとします。なお、後記する特別委員会からの勧告があった場合又は特別委員会が外部専門家より助言を受けた場合であっても、これとは別途に当社取締役会は外部専門家より助言を受けることがあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

本プランの導入にあたり、当社は、大規模買付行為への対抗措置の発動等についての当社取締役会の恣意的判断を排除し、判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、特別委員会規定（その概要については参考資料1をご参照ください。）に従い、当社取締役会により適格者として選任された当社社外取締役、当社社外監査役等により構成される特別委員会を設置します。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における特別委員会委員には、社外役員の木津川迪洽氏、河合弘之氏、一法師信武氏並びに補欠監査役の木下徳明氏及び前社外監査役の宮下卓也氏の5名が就任する予定です。

特別委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家（ただし、当社取締役会が助言を受け、又は受ける予定の外部専門家を除きます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の（i）から（iii）までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

##### （i）買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告するものとします。



- (ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合

特別委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものと認められる場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。この場合、当社取締役会は、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認するために下記⑥に定める手続を行うものとします。

なお、下記に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものに該当することとします。

「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他の利害関係者との関係が破壊されることが予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる恐れがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
9. 買付者等の経営陣又は主要株主もしくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

特別委員会は、上記（i）及び（ii）に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥株主総会の開催（株主の皆様の意思確認手続）

当社取締役会は、特別委員会が上記⑤（ii）に従って対抗措置を発動すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会を開催するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

#### ⑦取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重した上、当社取締役会の責任において対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。上記⑤（i）に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきと勧告した場合において、当社取締役会が当該勧告を受けて対抗措置の発動を決定した場合、大規模買付ルールを遵守しない買付者等に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。なお、対抗措置の発動においては、諸般の状況を勘案した上、買付者等を不当に利することになるような経済的対価は交付しない方針です。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を行うことのないように買付者等に事前に注意を喚起するものであります。また、上記⑤（iii）に従い特別委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、原則として不発動の決議を行うこととします。

また、上記⑥に従い株主総会を開催した場合には、その発動の可否に関する株主の皆様意思決定に従い、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

#### ⑧対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（i）買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

## ⑨大規模買付行為の開始

買付者等は、大規模買付ルールを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置の主な内容としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### 「新株予約権無償割当ての概要」

##### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

##### 2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の内容

#### ①本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める数とします。なお、対象株式数が1株未満となる場合には、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配します。

#### ②本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（権利行使価額）

当社普通株式1株当たり1円以上として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

#### ③本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### ④本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注9）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注10）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) 上記(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) 上記(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### ⑤当社が本新株予約権を取得できること及び取得事由

##### (ア) 対抗措置発動としての当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

(イ) 対抗措置発動の停止の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

なお、これらの本新株予約権の取得事由の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑥本新株予約権の行使期間その他の事項

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注9) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

5. その他の事項

本新株予約権無償割当てにおいて必要なその他の事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。(下記V.(6)参照。)

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により、本プランの実質を変更することなく文言等の修正が必要となった場合には、合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の確認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実(法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く)及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主及び投資家の皆様に情報開示を行います。

V. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の全てを充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、上記Ⅳ. (3) に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みを確保しています。

(4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置します。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ. (1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅳ. (3) に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



## VI. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅳ. (1) に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、全員が、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権を無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅳ. (1) ⑧に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様への申込手続等の要否

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み手続は不要となります。なお、対抗措置の発動として、又は停止としての本新株予約権の当社による取得に際し、株主の皆様へ特段の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## 特別委員会規定の概要

### 1. 目的

株式会社タチエス（以下「当社」という。）は、第57回定時株主総会において承認可決された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）における対抗措置の発動及び不発動に関する当社取締役会の判断の合理性及び相当性を担保することを目的として、特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 委員会の決議事項等

- (1) 委員会は、以下の各号に記載される事項について、買収提案者及び買収提案の内容等に関する情報を十分に収集し、当社取締役会から独立した立場において、株主共同の利益の観点から慎重に検討を行った上、決議する。
  - ①本プランにおける対抗措置の発動又は不発動
  - ②本プランにおける対抗措置の中止又は発動の停止
  - ③本プランの変更
  - ④その他本プランに関連して当社取締役会が任意に委員会に諮問する事項
- (2) 委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役、当社取締役会等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。
- (3) 委員会は、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他外部専門家に対し、当社の費用負担により助言を求めることができる。

### 3. 取締役会に対する勧告及び取締役会の尊重義務

- (1) 委員会は、前条第1項に定める事項に関する決議内容について、委員会勧告、当該勧告を行う理由及びその根拠を書面にて当社取締役会に提出する。
- (2) 当社取締役会は、前項の委員会勧告を最大限尊重し、前条第1項に定める事項を決議しなければならない。

### 4. 資格等

- (1) 委員会の委員は3名以上とし、当社取締役会が選任する。ただし、社外取締役及び社外監査役は、委員として選任しなければならない。
- (2) 委員は、以下の要件を満たす者の中から選任されるものとする。
  - ①過去に当社又はその子会社（会社法第2条第3号にいう「子会社」をいう。以下、当社又はその子会社を合わせて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。本条において、以下同じ。）、監査役（ただし、社外監査役を除く。本条において以下同じ。）又は支配人その他の使用人となったことがなく、かつ、現に当社等の取締役、監査役又は使用人でない者

- ②過去に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号にいう「特定関係事業者」をいう。）の業務執行者となったことがなく、かつ、現に当社の特定関係事業者の業務執行者でないこと
- ③過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことがなく、また受ける予定がないこと
- ④当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でないこと

5. 任期

委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を認める。

6. 議長

委員会は、委員の互選により議長を選任する。

7. 招集権者

- (1) 委員会は、当社取締役会の決議に基づき取締役会議長が招集する。
- (2) 委員は、必要があると認めるときは、当社取締役会に対し、委員会を招集するよう請求することができる。

8. 運営

- (1) 委員会は、必要に応じ、前条の規定に従って招集・開催される。
- (2) 委員会は、当社取締役に対し、議決権を有しないオブザーバーとして委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行うよう求めることができる。

9. 決議要件

委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

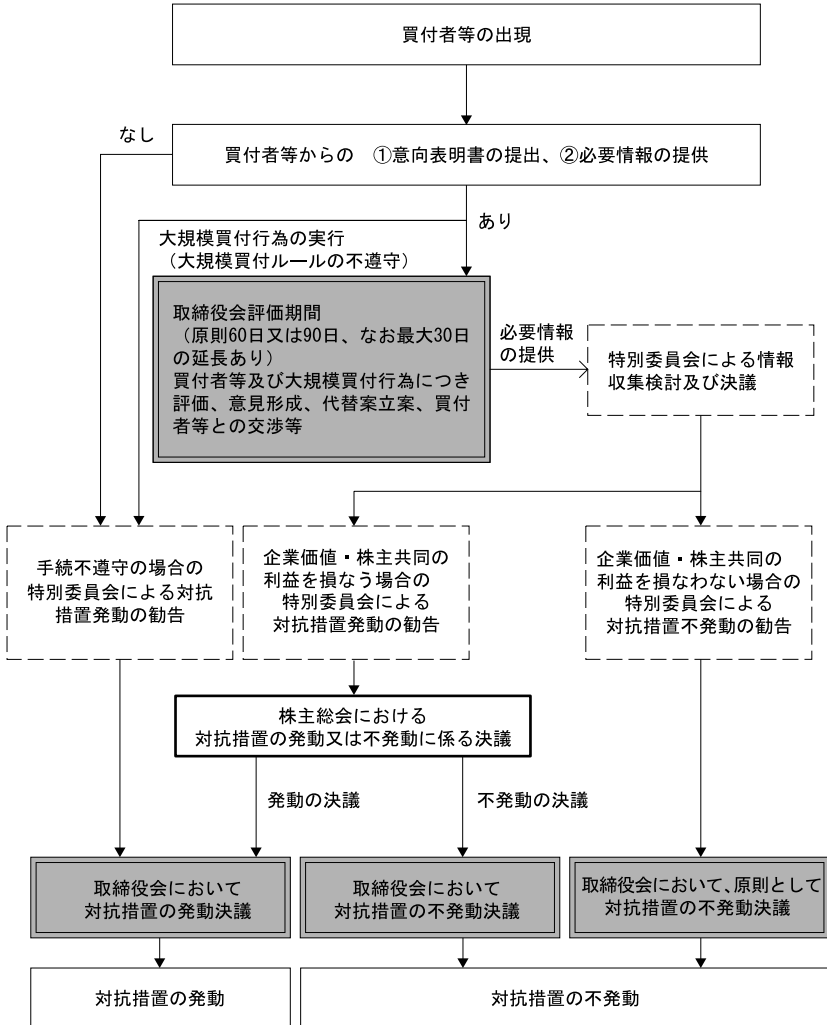
10. 委員会決議が成立しない場合の措置

各委員の意見が一致しない場合又は委員の過半数の出席ができず委員会決議が成立しない場合には、各委員は、それぞれの個別意見に理由及び根拠を付して当社取締役会に勧告する。

11. 各委員の守秘義務

委員会の各委員は、第2条第1項の審議・決議を行うに当たり知り得た情報並びに委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について、事前に当社取締役会の了解を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、委員会又は各委員が、委員会勧告又は個別勧告の内容、その理由及び根拠について第三者に開示することを求めた場合には、当社取締役会はこれを開示しなければならない。

本プランの手続フロー図（概要）



### 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される樽見耕作氏、小池満也氏、松下和好氏の3氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

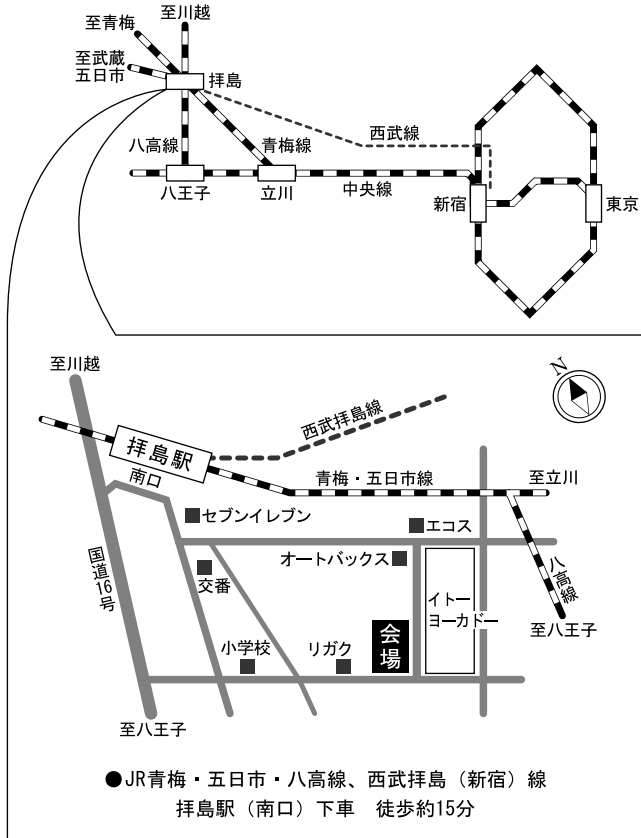
氏名	略歴
樽見耕作	平成5年6月 当社取締役 平成13年6月 当社代表取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
小池満也	平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社代表取締役 現在に至る
松下和好	平成17年6月 当社取締役 現在に至る

以上

メモ

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

# 株主総会会場ご案内図



## 会 場

東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社 3階講堂